資源物持ち去り禁止条例について

(草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例の一部改正)

1. 改正理由

最近、ごみ集積所に出された家庭ごみのうち古紙やアルミ缶などの資源物が持ち去られています。これらの持ち去りの際に、集積所のゴミが散乱したり、深夜早朝に騒音が発生したり、地域住民に対して暴言をはいたり、パトロールから逃れるために車を急発進させるなどの危険な行為が行われています。これらの行為を多くの市民が不快に思っており、市役所にも多くの苦情が寄せられました。

また、市では、分別して出された金属やペットボトルを売却し、その収益をごみ処理費の一部に充当していますが、資源物の持ち去りは、この額が減ることにもなっています。これらのことから、ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止するように条例の一部を改正しました。

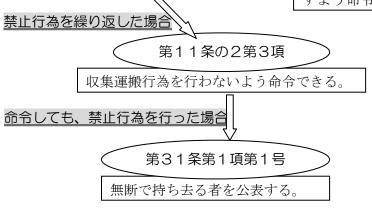
2. 改正内容

条例改正の内容は、家庭廃棄物の持ち去りを禁止し、中止命令に従わずに禁止行為を繰り返した者を公表するというものになっています。

第11条の2第1項

市民が集積所に出したごみを 市の委託業者以外の者が収集 運搬することを禁止します。 現場で職員が 禁止行為に 遭遇した場合 第11条の2第2項

禁止されている収集運搬行為をし、またはしようとしている場合に職員が遭遇したときは、その資源物をごみ集積所に戻すよう命令できる。



3. 経過

平成19年8月1日~9月1日 パブリックコメントを実施 平成19年10月議会(11月6日可決) 平成19年11月8日 公布 平成20年 4月1日 施行 新

(排出基準等)

第11条 市が行う家庭廃棄物の収集を受けようとする者は、規 則で定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法(以下「排

出基準」という。)に従って排出しなければならない。

2 市の処理施設で一般廃棄物の処分を受けようとする者は、規 則で定める一般廃棄物の分別の区分および市の処理施設への 受入方法(以下「受入基準」という。)に従って搬入しなければ ならない。

(家庭廃棄物の持去りの禁止)

- 第11条の2 市および市の委託を受けた者以外の者(以下この条において「市等以外の者」という。)は、市が行う家庭廃棄物の収集を受けるために排出基準に従ってごみ集積所(あらかじめ市長に届け出た家庭廃棄物を排出する場所をいう。以下同じ。)に排出された家庭廃棄物を収集し、または運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して市等以外の者が家庭廃棄物の 収集もしくは運搬を行い、または行おうとしている場合、その 者に対して、これらの行為を停止し、または当該家庭廃棄物を ごみ集積所に戻すよう命ずることができる。
- 3 市長は、第1項の規定に違反して市等以外の者が家庭廃棄物 の収集または運搬を繰り返し行った場合、その者に対して、こ れらの行為を行わないよう命ずることができる。

旧

(排出基準等)

- 第 11 条 市が行う家庭廃棄物の収集を受けようとする者は、規 則で定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法(以下 「排出基準」という。)に従って排出しなければならない。
- 2 市の処理施設で一般廃棄物の処分を受けようとする者は、規 則で定める一般廃棄物の分別の区分および市の処理施設への 受入方法(以下「受入基準」という。)に従って搬入しなければ ならない。

(公表)

- 第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その 旨を公表することができる。
 - (1) 第11条の2第3項の規定により家庭廃棄物の収集また は運搬を行わないよう命令を受けた者が、これに従わなかっ たとき。
 - (2) 第 25 条第 2 項の規定により一般廃棄物の回収命令を受け た者が、これに従わなかったとき。
 - (3) 第25条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を 受けた者が、その支払いをしなかったとき。
 - (4) 第28条の規定により報告を求められた者が、正当な理由 なくこれに従わなかったとき、または虚偽の報告を行ったと き。
 - (5) 第 29 条第 1 項の規定により立入調査を受ける者が、正当 な理由なくこれを拒み、妨げ、または忌避したとき。
 - (6) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらか じめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、意見を述べ る機会および有利な証拠提出の機会を与えなければならない。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公表)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その 旨を公表することができる。

- (1) 第25条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受け た者が、これに従わなかったとき。
- (2) 第25条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を 受けた者が、その支払いをしなかったとき。
- (3) 第28条の規定により報告を求められた者が、正当な理由なくこれに従わなかったとき、または虚偽の報告を行ったとき。
- (4) 第29条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なくこれを拒み、妨げ、または忌避したとき。
- (5) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらか じめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、意見を述べ る機会および有利な証拠提出の機会を与えなければならない。